

# 一般社団法人 JPCrypto-ISAC 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人 JPCrypto-ISAC という。

2 この法人の英語名は、JPCrypto-ISAC Association とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び業務

(目的)

第3条 この法人は、日本の暗号資産を含むデジタル資産に関わるステークホルダーが中心となって、幅広くデジタル資産に関するサイバーセキュリティ等（以下、単に「サイバーセキュリティ等」という。）の情報を共有・分析し、サイバーセキュリティ等の脅威に対するベストプラクティスを確立し、安全性を向上させる活動を通じて、業界全体のセキュリティ強化を図り、デジタル資産に関するサービスの利用者の安心・安全を継続的に確保するとともに、デジタル資産ビジネスのイノベーションを促進させることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) サイバーセキュリティ等に関する調査研究、提言
- (2) サイバーセキュリティ等に関するベストプラクティスの研究
- (3) サイバーセキュリティ等に関する普及啓発、教育及び広報
- (4) サイバーセキュリティ等に関する研修会、講習会等の開催
- (5) サイバーセキュリティ等に関する会員への必要な情報の提供
- (6) サイバーセキュリティ等に関する会員間のネットワーキング、情報交換
- (7) サイバーセキュリティ等に関する行政当局及び外部機関との連携、情報交換

- (8) サイバーセキュリティ等に関する法令及び行政当局の指針等への準拠
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な業務

### 第3章 会員

(会員の種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員

暗号資産交換業者その他理事会が認める事業者であって、この法人の目的に賛同して入会した法人

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体等

(3) オブザーバー会員

この法人に貢献のあったあるいは貢献がありうる法人又は団体等

2 前項第1号に定める正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人に会員として入会しようとする者は、理事会において定める入会及び退会に関する規則の定める方法により、入会申請書及び添付書類を提出することにより入会の申込みを行うものとする。

2 理事会は、前項の申込みがあった場合、理事会において定める入会及び退会に関する規則における基準に基づき、入会の可否を決定し、これを申込者に通知するものとする。

(入会の拒否)

第7条 この法人は、会員として入会の申請を行った者が次の各号に一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分に違反し、法令に基づく登録の取消し又は業務の停止の処分を受けたことがあること

(2) この法人の定款その他の規則に違反し、除名処分を受けたことがあること

(3) 前条の入会申請書若しくは入会申請書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること

(4) その他、入会を拒否すべき正当な事由があること

(会費)

第8条 会員は、この法人の目的を達成するため、理事会において定める会費等に関する規則に基づき、会費を納入しなければならない。

2 前項のほか、会員は、この法人の特別な支出に充てるため必要な場合は、理事会において別に定めるところにより特別会費を支払わなければならない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失した場合その他のいかなる場合であっても、前各項に基づいて納付された会費又は特別会費を返還しない。

(更新及び退会)

第9条 会員資格の有効期間は、入会した日から最初の事業年度末(12月31日)までとし、その後は一事業年度毎に自動更新される。

2 前項の規定にかかわらず、理事会によって、当該会員の会員資格の更新が不相当と決議された場合はこの限りではない。

3 会員は、この法人を退会しようとするときは、理事会において定める入会及び退会に関する規則に定める退会申請書を提出して退会することができる。

4 会員は、理事会において定める定款施行規則に定める報告事項が生じた場合、遅滞なくその内容をこの法人に報告するものとする。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(1) 法令、法令に基づく行政官庁の処分に違反し、法令に基づく登録の取消し又は業務の停止の処分を受けたこと

(2) この法人の定款その他の規則に違反したこと

(3) この法人に係る名誉を棄損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたこと

(4) 第6条の入会申請書若しくは入会申請書に添付した書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること

(5) その他、除名すべき正当な事由があること

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 会員資格が自動更新されなかったとき

(2) 退会したとき

(3) 除名されたとき

(4) 法人である会員が解散(合併による場合を除く。)したとき

(5) 第8条に基づく会費の支払義務を1年以上履行しなかったとき

(6) 当該会員を除く正会員全員の同意があったとき

- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

(権利の制限又は停止)

第 12 条 この法人は、正会員が適用のある法令に基づく行政処分を受けた場合又は本定款若しくはこの法人の定める規則に違反した場合には、理事会で定めるところにより、当該正会員に対して当該違反事由を示し弁明の機会を与えたうえで、理事会の決議により、本定款に定める当該正会員の権利の制限又は停止を行うことができる。

2 前項の規定により正会員の権利の制限又は停止を行った場合には、当該正会員名の公表の措置をとることができる。

3 この法人は、正会員が適用のある法令に基づく行政処分を受けた場合は、正会員に対し、情報提供及び資料の提供を求めることができ、正会員は、これに可能な限り応じるよう努めるものとする。

(会員名簿の公開)

第 13 条 この法人は、会員名簿を作成し、これを事務所に備え置き、公衆の縦覧に供する。

2 会員名簿の記載事項は、理事会において定める定款施行規則にこれを定める。

## 第4章 社員総会

(構成)

第 14 条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 17 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 社員総会の招集通知は、社員総会の 2 週間前までに社員に対して発する。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、代表理事とする。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第 19 条 社員総会の招集を決議した理事会の日における正会員（ただし、一般法人法第 37 条第 2 項による社員総会の招集の場合は、同条第 1 項に基づき当該社員総会の招集を請求した日における正会員）を当該社員総会において議決権を有する正会員とする。

- 2 正会員は、社員総会において各 1 個の議決権を有する。
- 3 社員は、理事会が認めたときは、書面又は電磁的方法によってその議決権を行使することができる。この場合において、当該議決権の行使を書面又は電磁的方法によって提出した社員は当該社員総会に出席したものとみなす。

(決議)

第 20 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回るときは、

過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

## 第 5 章 役員等

(役員)

第 22 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
  - (2) 監事 1 名以上
- 2 理事のうち 1 名以上を代表理事とする。
  - 3 理事のうち 1 名以上を業務執行理事に任命することができる。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、法人の業務を執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、3 か月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

#### (報酬等)

第 28 条 理事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、別に理事会において定める規程に従って算定した額を、報酬、賞与その他の職務執行の対価（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

2 監事に対して支給する報酬等は、社員総会において定める。ただし、監事が 2 名以上あるときは、社員総会において監事全員の報酬等の総額を定め、その範囲内で監事の協議によって各監事の報酬等の額を定めることができる。

3 理事及び監事には、別に定める規程に従い、その職務を行うために要する費用（報酬等に該当するものを除く。）の支払いをすることができる。

#### (役員損害賠償責任の免除)

第 29 条 この法人は、一般法人法 114 条 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により理事（代表理事又はこの法人の使用人でないものに限る）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

#### (アドバイザー)

第 30 条 この法人に、アドバイザーを若干名置くことができる。

2 アドバイザーは、学識経験者その他の専門家等の中から、理事会において選任する。

3 アドバイザーは、この法人の業務運営について代表理事に意見を述べるすることができる。

4 アドバイザーに対しては、理事会において別に定める支給基準に従い、アドバイザー料を支払うことができる。

5 アドバイザーの任期は、代表理事が理事会の同意を得てこれを定める。

## 第6章 理事会

### (構成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事で構成する。

### (権限)

第32条 理事会は、本定款及び理事会において定める理事会運営規則において別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

### (開催)

第33条 理事会は、定時理事会と臨時理事会からなるものとする。

2 定時理事会は、3か月に1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 法令に基づき監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

### (招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。



(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事とする。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事は、理事会において各 1 個の議決権を有する。

(理事会の決議の省略)

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

3 前条の理事会の決議の省略の場合における議事録は、同条の意思表示を記載し、若しくは記録した書面又は電磁的記録をもってこれに代えることができる。

(理事会に関するその他の規則)

第 39 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又は本定款に定めるものほか、理事会において定める理事会運営規則によるものとする。

## 第 7 章 ワーキング・グループ

(ワーキング・グループの設置及び運営)

第 40 条 この法人の業務を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、ワーキング・グループを設置することができる。

2 ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 8 章 資産及び計算

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については定時社員総会に提出する。第 1 号の書類については定時社員総会においてその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については定時社員総会の承認を受けるものとする。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第 9 章 基金

(基金)

第 44 条 この法人は、理事会の決議により基金取扱規程を定め、社員又は第三者に対し基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 45 条 基金の募集、割当て及び払込みなどの手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の返還)

第 46 条 拠出された基金は、法令の範囲で、かつ、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

- 2 基金の拠出者に対する返還は、一般法人法第 141 条第 2 項に定める額の範囲内で、定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第 48 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第 49 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の処分)

第 50 条 この法人は、清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 51 条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 12 章 事務局

(事務局)

第 52 条 この法人に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

## 第13章 補則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和6年12月31日までとする。
- 3 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。  
ビットバンク株式会社 東京都品川区西五反田7丁目20番9号  
楽天ウォレット株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21号
- 4 この法人の設立時代表理事及び理事は、次に掲げる者とする。  
代表理事兼理事 野田 直路  
代表理事兼理事 佐々木 康宏  
理事 佐野 史明
- 5 この法人の設立時監事は、次に掲げる者とする。  
竹村 直樹
- 6 この法人の最初の主たる事務所所在場所は、次のとおりとする。  
東京都千代田区内幸町二丁目2番1号日本プレスセンタービル4階

以上、一般社団法人 JPCrypto-ISAC の設立のため、上記設立時社員の定款作成代理人である司法書士法人 K o l l e c t カウンティ社員谷口貴則は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和7年1月17日

上記発起人の定款作成代理人

東京都渋谷区代々木一丁目47番9号 ザ・パークレックス代々木  
司法書士法人 K o l l e c t カウンティ  
社員 谷口 貴則